循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の 第1回点検結果について

はじめに

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の有り方や国民のライフスタイルを見直し、 社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 5 月に循環型社会形成推進 基本法(平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。)が制定されました。 循環型社会の形成は、地球温暖化対策とも密接に関わりながら、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)の目指す持続可能な社会の構築に直接つながるものです。

循環基本法は、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画(以下「循環基本計画」という。)を策定することを規定しています。当中央環境審議会循環型社会計画部会では、14年8月以降、8回の審議と、7回の地方ヒアリングを実施して循環基本計画の案を作成し、これを基に、15年3月「循環基本計画」が閣議決定されました。

この循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものです。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを示し、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他の主体の取組の方向を示しています。

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告することとされています。当部会では、16 年 4 月に予備的な審議を行った上で、同年 11 月から、関係者のヒアリングも踏まえながら、 5 回にわたって集中的に審議を行い、この点検結果を取りまとめました。

今回の点検は、循環基本計画の第1回目の点検であり、計画策定の翌年度(15年度)において実施された施策の進捗状況について実施しています。循環型社会形成のための数値目標については、統計情報の取りまとめ・公表時期の関係から、まだ14年度の値までしか集計できない項目も多く、計画策定後の施策の効果を評価することには困難があります。このため、最新の統計情報を活用しつつ、可能な限り直近の動向を把握するよう努めました。

今回の点検報告、そして今後の点検の積み重ねにより、循環型社会の形成に向けた 施策が総合的、効果的に進展して行くことを期待しています。

循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

1 物質フロー指標に関する目標

(表1 物質フロー指標に関する目標)

目標年次:平成22年度

指	標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目	標	約39万円 / トン	約14%	約28百万 ^ト ッ

(1)現 状

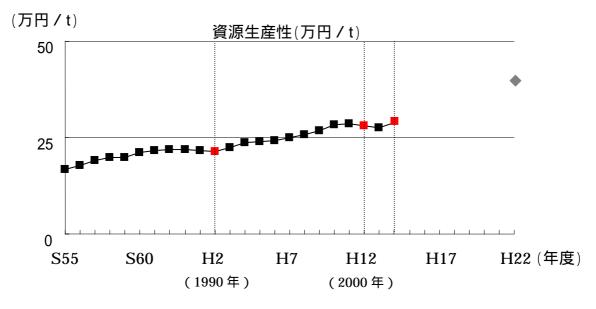
資源生産性は、平成 14 年度で約 28.9 万円 / トン (12 年度約 28.1 万円 / トン) であり、12 年度と比べ約 2.8%上昇しました。

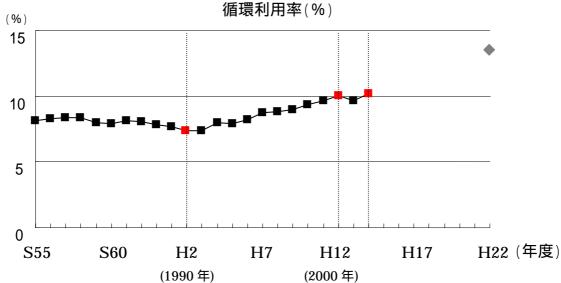
循環利用率は 14 年度約 10.2% (12 年度約 10.0%) であり、12 年度と比べ約 0.2 ポイント上昇しました。

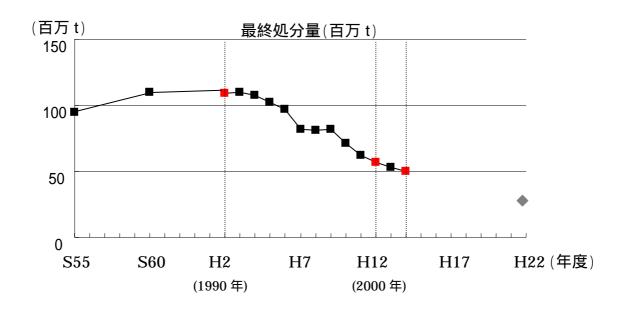
最終処分量は 14 年度約 50 百万 1 $_{>}$ (12 年度約 57 百万 1 $_{>}$) であり、12 年度と比べ約 12.3%減少しました。

(表2 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

		2 年度	12年度	1 3 年度	1 4 年度		
		2 牛皮	1 2 牛皮	2 年度 13 年度 14 年度		2 年度比	1 2 年度比
資源生産性	万円 / ^ト ッ	21.4	28.1	27.6	28.9	+ 35.0%	+ 2.8%
循環利用率	%	7 . 4	10.0	9.7	10.2	+ 2.8ポイント	+ 0.2 ポイント
	一廃 (百万 ^ト _ン)	20	12	11	10	50.0%	16.7%
最終処分量	産廃 (百万 ^ト _ン)	89	45	42	40	55.1%	11.1%
	合計 (百万 ^ト _{>})	109	57	53	50	54.1%	12.3%







(2)評価と課題

資源生産性や循環利用率は、これまで右肩上がりの傾向で推移してきたものの、近年は一旦下降の後に上昇し、全体として停滞ぎみとなっています。

資源生産性が上下している主な要因としては、岩石の採取量の変動(増加減少)とGDP(国内総生産)の変動(減少 増加)が考えられます。前者については、大規模公共工事に伴う一時的な資源の投入が数値を変動させることとなってしまっている可能性があることから、実態をより良く把握するための補助的な指標を検討していくことが課題です。

(参考:資源生産性=GDP/天然資源等投入量)

循環利用率が上下している主な要因は、鉄くずや古紙等の海外への輸出量の 増大等と考えられます。これら循環資源の輸出量の把握と評価をどうしていく かを検討することが課題です。

(参考:循環利用率=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)) 最終処分量は、減少しており、目標達成に向けて着実に進展しているものと 考えられます。

物質フロー指標については、廃棄物に関する統計情報の関係で、データが入手可能となるまでに時間がかかっています。次回点検では、さらなる集計の早期化に努めるとともに、一部地域のデータを先行的に見ることにより全体の動向を推測するなど、パイロット的な指標の可能性も検討すべきです。

2 取組指標に関する目標

(表3 1 取組指標に関する目標)

目標年次:平成22年度

取組区分	取組指標	取組目標		
	廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入	(アンケート調査結果として)		
循環型社会に向けた	の意識を持つ	約90%		
意識・行動の変化	これらの具体的な行動をとる	(アンケート調査結果として)		
	これらの共体的な11割をこる	約50%		
	1人1日当たり家庭から排出するごみの量			
 一般廃棄物の減量化	(資源回収されるものを除く)	 		
	1日当たりに事業所から排出するごみの量	1 2 牛皮比約 2 0 70 减		
	(資源回収されるものを除く)			
産業廃棄物の減量化	最終処分量	2年度比約75%減		
		(アンケート調査結果として) 全ての地方公共団体 約50%		
グリーン購入の推進 	組織的なグリーン購入の実施 	 上場企業		
		非上場企業 2 約30%		
	環境報告書の公表	(アンケート調査結果として)		
環境経営の推進		上場企業 約50%		
	環境会計の実施	非上場企業 約30%		
循環型社会ビジネス	市場規模	0.4T.W. 2.4D		
市場の拡大	雇用規模	9 年比 2 倍		

1上場企業:東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業(以下同じ)

2 非上場企業:従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所(以下同じ)

(1)現 状

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化

- ア 平成 15 年度のアンケート調査において、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持つ」に関連する質問への肯定の回答は、 $84\% \sim 93\%$ でした。また、「これら具体的な行動をとる」に関連する質問への肯定の回答は、 $24\% \sim 58\%$ でした。
- イ なお、小中学生を対象とした子供調査においては、「大量のゴミを出したりする今の生活は改めた方がよい」を肯定する回答は91%で関心の高さがうかが えました。

(表3-2 意識・行動の変化)

意識 (単位:%)

設 問 項 目	1 4 年度	15年度
環境のことを考えて、使い捨てはやめ、リユース、	9.0	9 3
リサイクルを進めるべきだ	9 0	9 3
大量消費・大量廃棄型の生活様式を改めるべきだ	8 8	9 1
消費者が環境を配慮した製品を買うようになれば		8 4
企業の環境保全への取組が促進されると思う	8 4	0 4

(単位:%)

行動

設 問 項 目	1 4 年度	15年度
地球に優しいエコマーク等のついた商品を購入することを心	3 0	3 1
がけている		
物は修理して長く使うようにしている	5 8	5 8
日常生活においてできるだけゴミは出さないようにしている	5 3	4 9
不要品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユ	2.5	2 4
ース、リサイクルに回している	2 3	24

出典: 平成15年度環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省調査16年10月公表)

廃棄物等の減量化

ア 一般廃棄物の減量化

- (ア) 1人1日当たりの家庭からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。) は、平成14年度で618g/人日で、12年度(633g/人日)と比べ2.4%減少しました。
- (イ) 1日当たりの事業所からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。) は、14年度で約9.3kg/日で、12年度(約9.9kg/日)と比べ約6.1%減少しました。

(表3-3 一般廃棄物の減量化)

		1 1 年度	1 2 年度	13年度	1 4 年度	
		1 1 牛皮	1 2 牛皮	13十皮	1 4 牛皮	1 2 年度比
1人1日当たり家庭からの排出量	a (□	640	622	634	610	2.40/
(資源回収されるものを除く)	g/人日	640 633	634	618	-2.4%	
1日当たり事業所からの排出量	l. = / []	0.7	0.0	0.0	0.0	C 40/
(資源回収されるものを除く)	kg/日	9.7	9.9	9.3	9.3	-6.1%

出典:一般廃棄物の排出及び処理状況等(14年度実績)(環境省調査:17年1月公表)

イ 産業廃棄物の減量化

平成 14 年度の最終処分量は、40 百万 1 、 $_{2}$ で、2 年度と比較して 55%減少しました。

(表3-4 産業廃棄物の減量化)

		2 年度	1 1 年度	12年度	1 2 午 庄	1 4 年 帝	
		2 牛皮	11午及	1 2 牛皮	13年度	14年度	2年度比
総排出量	万り	39,500	40,000	40,600	40,000	39,300	0.5%
再生利用量	万り	15,100	17,100	18,400	18,300	18,200	+ 2 0 . 5 %
減量化量	万り	15,500	17,900	17,700	17,500	17,200	+ 1 1 . 0 %
最終処分量	万り	8,900	5,000	4,500	4,200	4,000	55.1%

出典:産業廃棄物の排出及び処理状況等(14年度実績)(環境省調査:17年1月公表)

循環型社会ビジネスの推進

ア グリーン購入の推進

- (ア) 地方公共団体における平成 15 年度のグリーン購入の実施率は 38%で、前年度の 39%と比較して 1 ポイント減少しました。
- (イ) 企業における 15 年度のグリーン購入の実施率は、上場企業で 29%(14 年度 23%)、非上場企業で 22%(同 18%)であり、前年度と比べ、上場企業で 6 ポイント、非上場企業で 4 ポイント増加しました。

(表3-5 地方公共団体におけるグリーン購入の取組状況)

	1 4 年度	15年度
合 計	3 9 %	3 8 %

出典:平成15年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査

(環境省調査:16年6月公表)

(表3-6 企業におけるグリーン購入の取組状況)

	1 4 年度	15年度
上場企業	2 3 %	2 9 %
非上場企業	1 8 %	2 2 %

出典:平成15年度環境にやさしい企業行動調査(環境省調査:16年9月公表)

注)「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、原材料や物品・サービス等を 選定している」と答えた企業の割合

イ 環境経営の推進

- (ア) 平成 15 年度の環境報告書の公表率は上場企業で 39% (14 年度 34%)、 非上場企業で 17%(同 12%)であり、前年度と比べ、上場企業で 5 ポイント、 非上場企業で 5 ポイント増加しました。
- (イ) 同様に、環境会計の実施率は上場企業で 32%(同 27%)、非上場企業で 17%(同 13%)であり、前年度と比べ、上場企業で 5 ポイント、非上場企業 で 4 ポイント増加しました。

(表3-7 企業の環境報告書・環境会計の取組状況)

環境報告書	1 4 年度	15年度
上場企業	3 4 %	3 9 %
非上場企業	1 2 %	1 7 %

環境会計	1 4 年度	15年度
上場企業	2 7 %	32%
非上場企業	1 3 %	1 7 %

出典:平成15年度環境にやさしい企業行動調査(環境省調査:16年9月公表)

注)環境報告書は、「作成・公表している」と答えた企業の割合 環境会計は、「既に導入している」と答えた企業の割合

ウ 循環型社会ビジネス市場の拡大

平成 12 年における市場規模は約 20.8 兆円、雇用規模は約 56.6 万人(14 年度調査)と推計されています。なお目標の基準年である 9 年における市場規模は約 11.8 兆円、雇用規模は 44.2 万人と推計されています(11 年度調査。ただし、14 年度調査とは、循環型社会ビジネスの対象分野の範囲が異なっており、単純には比較できない。)。

(表3-8 循環型社会ビジネスにおける市場規模・雇用規模)

		平成9年	平成12年	
		十成9十	十成12十	対9年比
	市場規模	110110	207,902	
	(億円)	118,112	(114,916)	(0.97)
	雇用規模	441517	566,295	
	(人)	441,517	(413,550)	(0.94)

出典:我が国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測について

(環境省調査:15年5月公表)により作成

注) : ()内は、9年推計値との比較を行うために、9年推計値ではデータが無く 推計されていなかった分野である「機械・家具等修理」及び「住宅リフォーム・修繕」 を除外した値

(2)評価と課題

循環型社会形成に向けた意識・行動の変化については、ともに顕著な変化は見られず、ほぼ横ばいの状況ですが、意識の割合に比べ行動の割合が低く、国民の自主的な活動への参加を促していくことが課題と言えます。

なお、意識・行動の変化に係る進捗状況の把握は、アンケート調査等で行っていくこととなりますが、国民の意識・行動の変化をより適切に把握するための方法を引き続き工夫していくことが必要です。

一般廃棄物の減量化については、資源回収によりリサイクルされるものを除いた排出量を指標として平成 12 年度比 20%減を目標としていますが、家庭からの排出量は、ここ数年ほぼ横ばいないし微減傾向にあり、発生抑制などの減量化を一層進めていくことが課題となっています。

また、事業所からの排出量には減少が見られており、今後の進捗を注視しつつ、 引き続き取組を進めていくことが重要です。

産業廃棄物の減量化については、再生利用量及び減量化量が増大していることに伴い最終処分量が減少してはいるものの、総排出量ではほぼ横ばい傾向にあります。一層の再生利用の取組とあわせ、廃棄物の発生抑制への取組が重要です。

グリーン購入の推進は、地方公共団体では実施率がほぼ横ばい(約39%)状況です。地域における地方公共団体についての役割の重要性に鑑み、取組の一層の強化が期待されます。

また、企業においては上場企業、非上場企業ともに実施率が向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

環境経営の推進については、環境報告書の公表率、環境会計の実施率は、上場 企業・非上場企業ともに向上しており、引き続き取組が進むことが期待されます。

循環型ビジネス市場の拡大については、9年と12年の推計値は、対象ビジネス分野が違うことから単純な比較は困難ですが、対象範囲を整合させて比較すると、市場規模では0.97倍、雇用規模では0.94倍となっています。

なお、14年度の調査結果では、現在及び将来に市場規模及び雇用規模の拡大が 見込まれる分野として、廃棄物処理サービスの提供(一般廃棄物の処理、産業廃 棄物処理、中間処理、収集・運搬)、再生素材資源有効利用(各種の中古品流通、 資源回収等)が挙げられています。

以上を通じてみると、廃棄物のリサイクルは進んできているものの、発生量の 削減は十分に進んでいるとは言えず、循環基本法が掲げた取組の優先順位に照ら して、一層の取組が求められる状況にあります。企業においては、グリーン購入 などの取組が進みつつあり、その一層の推進が期待されます。市民、消費者にお いては、廃棄物減量化などに向けた実践的な取組を進めていくことが課題であり、 それを可能とするような社会の仕組みの整備が重要です。

国の取組の状況

(1)現 状

自然界における物質循環の確保

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づくバイオマスの総合的な利活用に 向けた検討や取組が進められています。

ライフスタイルの変革

平成 15 年 7 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成 15 年法律第 130 号。以下「環境活動・環境教育推進法」という。)が成立し、16 年 9 月には同法に基づく基本方針が閣議決定され、関係府省が連携して環境教育・環境学習の推進の取組が進められています。また関係府省において、循環型社会に向けたライフスタイルの提案や 3 R の推進など様々な普及啓発の取組が実施されています。

循環型社会ビジネスの振興

- ア 国の各機関において事業者・消費者としてのグリーン購入の取組が実施されています。
- イ 環境配慮型製品の普及促進のため、環境ラベリングなどによるグリーン製品の情報提供や環境JISの制定が進められています。
- ウ 経済的手法に関し、ごみ処理の有料化の在り方について、中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、循環型社会形成のための一般廃棄物処理 の在り方に関する検討の一環として検討が進められ、意見具申案がまとめら れました。
- エ 循環型社会ビジネス振興のための手続の合理化として、平成 15 年 6 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)が改正され、広域的なリサイクル推進のための特例制度などが設けられました。
- オ 事業者の環境保全への配慮に関し、平成 16 年 5 月に「環境情報の提供の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」 (平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。)が成立し、環境報告書の作成、公表などの取組が促進されています。その他環境管理や環境会計の導入など自主的取組の普及が促進されています。
- カ 廃棄物処理業者の優良性を評価する制度について検討が進められていま す。
- キ 科学技術の振興については、廃棄物処理・リサイクル等に関する先進的な 研究開発への支援が行われています。

安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

ア 循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が進められ、上記

- の経済的手法の活用のほか、全国的・国際的に適正かつ最適な循環的利用と 処分体制の構築に向けた施策の方向性について意見具申案がまとめられま した。
- イ 製品ごとの特性に応じた措置として、容器包装、家電製品等の個別品目ご とのリサイクル法が施行されており、これらについて、平成 17 年の「容器 包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。)の評価・検討を皮切りに、 順次見直しが行われることとなっています。
- ウ また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成 14 年法律第 87 号。自動車リサイクル法)が本年 1 月 1 日に完全施行されました。
- エ 家庭系パソコンと二輪自動車の回収及び再生利用の仕組みが整備されました。また、エアゾール缶など処理困難な廃棄物の処理体制が検討されています。さらに、消火器及びFRP船について、リサイクルシステムの構築に向けた検討が進められています。
- オ 産業構造審議会廃棄物処理・リサイクルガイドライン等により、事業者の 自主的な取組が促進されています。
- カ 建設廃棄物等の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号。建設リサイクル法)などに基づく対策が進められています。
- キ 不法投棄や不適正処理への対策については、不法投棄による生活環境保全 上の支障の除去等を技術的・財政的に支援する仕組みが構築されました。ま た、廃棄物が適正に運搬、処理されたことを確認するためのマニフェスト制 度の普及促進の取組が進められています。
- ク また、廃棄物処理法が改正され、規制が強化されるとともに、立入検査等 の体制が強化されました。
- ケ 国際的な資源循環への対応については、バーゼル条約等に基づく適正な輸出入管理が図られるとともに、アジア諸国との連携緊密化のためのネットワーク構築の取組等が開始されています。また、国際的な資源循環の在り方に関し、産業構造審議会等において検討が行われています。

循環型社会を支えるための基盤整備

- ア 循環型社会を支える基盤としての施設整備については、地方公共団体等によるリサイクル施設や最終処分場の整備への支援が行われています。国と地方の三位一体の改革の検討結果も踏まえ、平成 17 年度からは、従来の公害対策としての廃棄物処理施設整備への補助金が廃止され、循環型社会形成のための広域的な取組を進める新たな交付金が設けられる予定です。
- イ また、エコタウン事業によりリサイクルの拠点整備への支援が行われています。
- ウ 静脈物流については、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成が

進められています。

- エ 廃棄物発生量等のデータ整備については、一般廃棄物、産業廃棄物に関するデータが毎年公表されており、その公表時期の早期化の取組が行われています。
- オ 環境教育・環境学習の指導者養成のための研修の実施や人材認定等事業の 登録制度の運用などにより、人材育成が進められています。また、地球環境 パートナーシッププラザの活用や地方環境パートナーシッププラザ(仮称) の設置、優秀な環境政策提言の行政施策への反映などにより、NGO・NP Oとの協働の取組が進められています。

(2)評価と課題

各分野において各府省により取組が進められていますが、循環基本計画に沿った取組の一層の強化が求められます。

国全体の循環型社会の形成に関する取組を総合的に進める観点から、関係府 省間の施策の連携の強化が必要です。

各個別リサイクル法の評価、見直し時には、循環型社会形成の観点からの基本的、共通的な方向性を踏まえて、検討が行われることが重要です。

循環型社会の形成に向けた施策の取組状況や進捗状況を国民に対して強力 に情報発信していくことが必要です。

各主体の取組状況

1 . NG 0 • NPO

(1)現 状

民間団体を対象とした平成 14 年度アンケート調査の結果によれば、民間団体に期待される役割の中で重要と考えられているものは、「環境教育や環境学習」、「環境保全の実践活動」(共に 61%)次いで「情報の提供・普及啓発」(39%)でした。

また、環境保全に関する主たる活動分野として多く挙げられていたのは、「地域環境づくり」(53%)、「廃棄物・リサイクル対策」(39%)でした。

同結果によれば、環境保全活動に関して協力している主体として最も多いのは、「地方公共団体」(65%)、次いで「有識者・専門家」(36%)「NGO・NPO」(34%)が挙げられていました。

市町村の廃棄物減量化に関する計画づくりへの参加、企業との協力によるご みの発生抑制の仕組みづくり、関係者との協働による循環型の地域づくりなど、 パートナーシップにより実効ある活動を進めるNGO・NPO が出てきていま す。

イベント会場などにおけるリターナブルカップの導入やリユースびんの普及などの先進的な取組も展開されています。

(2)評価と課題

市民やNGO・NPOのごみ問題等循環型社会に関する関心と熱意は高く、様々な活動が各地で展開されています。循環型社会の形成の取組は、国民生活との関連も深く、アンケート調査にも表れているように、この分野を中心に活動している団体は多く、より幅広い分野での活動の契機にもなっています。

こうした熱意と取組を、廃棄物排出量の減少という具体的成果にどのように 結びつけていくかということが課題となっており、このため、行政や事業者と のパートナーシップづくり、これを支える仕組みの整備や、具体的な取組に関 する情報の発信を進めていくことが必要です。

循環型社会の形成に向け、環境保全の実践活動や環境教育の担い手として、NGO・NPOが大きな役割を果たすことが期待されています。しかし、現状の環境の下では、NGO・NPOの努力には限界もあることから、より積極的に活動できるような環境と基盤の整備のため、様々な主体の連携を強化し、その活力を生かすことができるような方向で支援方策を強化していくことが必要です。

特に、専門的知識を持って政策提言が行っていけるような人材や団体が活躍できる基盤を整備していくことが今後の課題です。

なお、今後、アンケート調査の質問項目の設定に当たっては、取組の課題を 適切に把握できるよう検討していくことが必要です。

2. 事業者

(1)現 状

事業者において具体的にどのような取組が行われているかを見ると、企業を対象とした平成 15 年度アンケート調査の結果によれば、「印刷等の削減」が 85%、「オフィス廃棄物削減等」が 84%、「産業廃棄物削減」が 75%でした。これを業種別に見ると、製造業では、「廃棄物の発生抑制」が 78%、同様に販売者では、「廃棄物の減量化等」が 78%でした。これらの値は、前年度と比較してほぼ横ばいでした。

環境経営の取組状況を見ると、平成 15 年度の環境報告書作成企業数は 743 企業(作成割合 27%)(14 年度作成企業数 650 企業(作成割合 22%)) グリーン購入の取組状況は、25%(14 年度 20%) 何れも前年度と比較して向上しています。

企業の規模別でみると環境報告書作成企業数は、上場企業で 478 企業(作成割合 39%)(14 年度 450 企業(作成割合 34%))、非上場企業で 265 企業(作成割合 17%)(14 年度 200 企業(作成割合 12%))、また、グリーン購入の取組状況は、上場企業で 29%(14 年度 23%)、非上場企業で 22%(14 年度 18%)でした。

環境経営の実施に当たっては、LCAを導入した事業活動評価や、資源生産性などの包括的な環境経営指標の開発などにより、総合的に事業活動の環境負荷を低減していこうとする取組を行う企業も出てきています。

(2)評価と課題

アンケート結果に表れているように、多くの企業が産業廃棄物の削減、廃棄物の発生抑制や減量化に取り組んでいます。

グリーン購入や環境報告書の作成に見られるように、事業者の取組は着実に 広がりつつあり、環境配慮促進法を踏まえた、一層の取組の進展が期待されま す。

非上場企業では上場企業に比べて取組が進んでいない傾向が見られるので、 一層の普及が必要です。

事業活動に伴う環境負荷低減のために、総合的な指標を用いる取組も行われており、一層の進展が期待されます。標準的な指標の作成も今後の課題の一つです。

3. 地方公共団体

(1)現 状

第1回目の点検ということもあり、47都道府県及び13政令市における循環基本計画を踏まえた、地域における循環型社会形成推進のための基本計画の策定状況調査を実施しました。その結果、

- ア 「計画を策定している」が 13 団体、「内容を網羅する他の計画を策定」が 16 団体で、「策定していない」が 31 団体を占めています。
- イ 策定していない団体の内訳を見ると、「策定予定」として7団体、「内容を網羅する他の計画を策定予定」として10団体、「策定予定なし」とする 団体が14団体という結果です。

地域における循環型社会形成推進のための基本計画の内容を見ると、

- ア 国の循環基本計画に沿った形で、物質フローや国民・事業者にとっての数値目標を掲げ、また、各主体毎の取組指標や数値目標等を示し、進捗状況を検証するためのフォローアップ体制が盛り込まれている計画があります。
- イ 循環型社会を形成していくためには、計画以上に具体的な取組が重要との

認識の上で、具体的な実践行動を掲げている計画があります。

(2)評価と課題

地域における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定が期待されていますが、この点での取組は十分とはいえない状況であり、計画策定の推進が課題です。また、地域の環境政策に関する上位計画に、循環型社会形成のために必要な事項を織り込むことも、適切な方法です。

廃棄物処理計画など既存の計画の見直しの際に、循環型社会形成のための目標や施策を盛り込んで、地域における循環型社会の形成のための計画とすることも、地域の状況によっては考えられてよい方向です。

環境部局、廃棄物部局、企画部局はもとより、消費生活、商工、教育等の幅 広い関係部局が連携し、循環型社会の形成に向けた施策を適切に実行していく ことが重要です。

情報の積極的な公開と共有化を進め、他の地域における取組事例などを参考にしながら、地域の実情に合った施策を展開していくことが期待されています。また、地域住民の積極的な活動と連携しながら普及啓発等実践的な取組を進め、地域社会での総合的・計画的な取組についてのコーディネーターとして各主体をつなぐような場づくりを図り、パートナーシップの下で施策を展開することが期待されています。

全体的評価と課題

(1)目標に係る進捗状況

物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況を見ると、「出口」の指標である最終処分量は引き続き減少しており、目標に向けた着実な進展が見られます。「循環」の指標である循環利用率は、平成 13 年度に一旦下降しましたが、これは、循環資源のアジア諸国等への輸出の急増を反映したものであり、全体としての循環利用は進んでいるものの、海外での循環利用が進み、国内での循環利用が停滞する状況にあると見られます。「入口」の指標である資源生産性は、従来上昇傾向にありましたが、11 年度から低下傾向が見られました。大規模公共工事に伴う土石採取が数値を変動させている可能性があり、単純に判断できない点に注意を要しますが、全般的傾向として、資源生産性の伸びに停滞傾向が表れていると見られます。また、取組指標のうち廃棄物の減量化等に関する状況を見ると、資源回収されるものを除いた一般廃棄物排出量は、事業所からの排出には減少が見られるものの、家庭からの排出はあまり減少しておらず、また産業廃棄物も、最終

処分量は減少しているものの、排出量はほぼ横ばいとなっています。

循環基本法では、取組の基本原則として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正な処分を行うべきことを定めています。 上記の状況は、再生利用等の循環的利用によって、最終処分量の減量化は進んでいるものの、資源生産性や廃棄物排出量の動向に見られるように、発生抑制は十分には進んでいないことを示しています。

(2)意識と取組の状況

一方、取組指標などにより循環型社会形成に向けた意識や取組の状況について見てみると、廃棄物減量化などに関する市民の意識は既に相当程度に達しており、一層高まる傾向も見られています。また、事業者において、グリーン購入の取組や、環境報告書公表等の環境経営への取組が広がりつつあります。さらに、市民、企業、行政のパートナーシップを活かした具体的な取組も進められています。例えば、レジ袋の削減やリユース・カップ、リターナブル・ボトルの導入などの取組が始まっており、さらには、商店街において、家庭から出る生ごみの回収・堆肥化、有機野菜の栽培・販売を通し、地域での循環型社会の形成と街の活性化に取り組む例もでてきています。今後、市民や企業の意識が具体的行動につながり、個々の行動が、市民、民間団体、企業、行政の連携により効果的にかみ合あっていけば、環境と経済の好循環を生じながら、循環型社会の形成の取組が大きく進展していくことが期待できます。

(3)今後の取組の方向

このように、個々の意識を連携した行動へとつなげることにより、発生抑制などの取組を進展させていくためには、最近成立した環境活動・環境教育推進法や環境配慮促進法の活用を含め、具体的な取組手法や事例に関する情報提供により、各主体の積極的な取組を促していくとともに、排出者責任と拡大生産者責任の考え方に基づいて、関係者の適切な役割分担設定とインセンティブ付与のためのシステムを整備し、循環型社会形成推進を目指した社会経済システムへの転換を図ることが必要です。この循環基本計画は、経済的手法の検討の必要性を掲げていますが、上記の方向を目指す意味で、適正な役割分担について更に検討する必要があります。

こうした取組として、一般廃棄物の処理の在り方について、本審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が行われ、先般、廃棄物処理の有料化の推進、循環型社会形成の観点からの処理システムの最適化等の提言を含む意見具申案がまとめられました。今後、この意見具申に従って、廃棄物の発生抑制を始め、循環型社会形成のための社会経済システムの整備が進められることが重要です。

また、いわゆる個別リサイクル法に関しては、容器包装リサイクル法について、 施行後 10 年に当たる本年に評価・検討を行うべく、昨年から、関係審議会にお いて審議が開始されています。さらに今後、明年の「特定家庭用機器再商品化法」 (平成 10 年法律第 97 号。家電リサイクル法)をはじめ、順次評価・検討が進め られる予定となっています。これらの個別制度の評価・検討においては、上記の 進捗状況と考え方を踏まえ、循環基本法が目指す、「天然資源の消費を抑制し、 環境への負荷ができる限り低減される社会」の形成につながるものとなるよう、 検討を進め、取組の強化を図っていくことが重要です。

(4)国際的な対応

他方、上記の循環利用率の動きにも表れているように、近年、循環資源のアジア地域等における国際的な移動が増加しており、これにどのように対処するかが重要な課題となっています。循環資源の国際的な移動は、輸入側の国において資源として使用されることで産業活動に役立つ面がありますが、他方で、有害性のある廃棄物が含まれる場合には、違法に取引されたり、不適正に処理されたりすることにより、輸入側の国に環境汚染を引き起こすおそれがあります。この問題については、産業構造審議会等の場でも議論が行われており、また、アジア地域の関係国間で不法取引防止等のための連携を強化するためのネットワーク構築などの取組が開始されたところです。循環資源の移動実態の的確な把握に努め、関係国との連携体制を強化して、環境汚染を生じない適切な資源循環の確保への取組を推進していくことが必要です。

昨年6月のG8シーアイランドサミットにおいて、リデュース、リユース、リサイクルの3つのRを通じて循環型社会の形成を国際的に推進することを目指す「3Rイニシアティブ」を我が国が提唱し、合意されました。このイニシアティブを本格的に開始するための閣僚会合が、本年4月に我が国において開催される予定となっています。また、日中韓三カ国環境大臣会合においても、循環型社会の構築に関する協力が合意されました。このように、循環型社会の形成は、今や国際的な課題となっており、各国における3R政策の推進、上記の循環資源の国際移動への対応、途上国への協力などを、総合的に検討し、推進していくことが重要です。我が国は、その経験と技術を生かしながら、閣僚会合の主催国として、積極的な役割を果たしていく必要があります。